

令和6年度戸塚区寄り添い型生活支援事業業務委託(戸塚区北部) 評価委員会 評価指標

<各評価項目における素点 ※【企業としての取組】を除く>

A(特に優れている)5点、B(標準以上である)4点、C(標準的である)3点、D(標準以下である)2点、E(特に劣っている)1点

No.	関連様式	評価項目	評価の基準(着眼点)	係数	上限配点	比率
1 提案者の概要・事業実績					10	5.0%
(1)	4	提案者の概要	本事業を委託する上で、提案者の児童福祉・青少年自立支援及び健全育成関連の活動実績は十分か。	2	10	
(2)		提案者の事業実績				
2 事業実施方針					20	10.0%
(1)	5	事業を取り巻く現状や課題の把握	支援を必要とする世帯の小学生及び保護者の現状や課題について、的確かつ十分に理解しているか。	2	10	
(2)		事業実施方針	把握された課題を踏まえ、実施方針が適切に立てられているか。			
3 業務実施内容と実施手法					50	25.0%
(1)	6-1	生活習慣を身に付ける支援	生活習慣の把握方法、支援プログラムの内容、達成状況の評価方法が具体的に適切であるか。	3	15	
(2)		学習習慣を身に付ける支援	学習習慣の把握方法、支援プログラムの内容、達成状況の評価方法が具体的に適切であるか。			
(3)	6-2	家庭的な雰囲気づくりのための工夫	実施場所を家庭的な雰囲気にするための工夫が、ハード面(設備・内装等)やソフト面(職員の対応方法等)で十分か。	2	10	
(4)		利用促進のための支援	児童が休まず継続的に事業を利用するための支援策が、本人及び保護者にとって適切かつ具体的であるか。			
4 業務実施体制					70	35.0%
(1)	7-1	職員確保及び配置の考え方	事業内容を充実させ、児童の安全を守るために必要な職員を確保し、配置することができるか。	4	20	
(2)		実施場所(支援施設)の確保	実施場所について、立地・構造・賃料等が本事業に適合しているか。			
(3)	7-2	車両送迎実施体制について	車両送迎の実施体制、児童に対する配慮事項は適切であるか。	3	15	
(4)		職員の教育・研修について	職員に対する教育及び研修計画が適切かつ十分であるか。			
5 管理運営体制					40	20.0%
(1)	8-1	個人情報の取扱いについて	個人情報の漏えい防止の観点から、取扱い方法が適切かつ具体的に示されているか。	2	10	
(2)		事故等の防止体制について	発生時の報告や再発防止策も含め、事故等の防止体制が適切かつ十分であるか。			
(3)	8-2	利用者からの苦情処理体制について	利用者の意見や要望の把握と事業への反映、苦情等に対する対応方法が適切かつ具体的であるか。	2	10	
(4)		区役所及び学校等関係機関との連携・情報提供について	区役所や学校等の関係機関との連携・情報共有に対する考え方及びその方法が適切かつ具体的であるか。			
6 収支予算					10	5.0%
-	9	収支予算の妥当性	事業予算は、業務内容や業務実施上の管理体制に対して適切な金額であるか。	2	10	
提案部分計(提案部分の全委員の合計点が、上限点数の60%に満たない場合第一順位の者と決定することはできません)				200	100.0%	
【加点部分】企業としての取組(ワークライフバランスに関する取組及び障害者雇用に関する取組等)				6	-	
-	-	「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員101人未満の場合のみ加算)		-	1	
-	-	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員301人未満のみ加算)		-	1	
-	-	「次世代育成支援対策推進法」による認定の取得(くみんマーク・プラチナくみんマーク)、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定(えるぼし)の取得、又はよこはまグッドバランス賞の認定の取得のいずれかがある		-	1	
-	-	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得		-	1	
-	-	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成(従業員43.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員43.5人未満)		-	1	
-	-	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証の AAA クラス若しくは AA クラスの認証		-	1	
加点部分(企業としての取組)計					6	-
合計					206	-